

法務省告示をもって定められた日本語教育機関の教育に係る定期点検及び客観的指標に関する協力者会議（開催要綱）

平成 30 年 12 月 27 日
高等教育局長決定

1 趣旨

法務省告示をもって定められた日本語教育機関における教育の質の確保の観点から、定期点検の内容及び新たな抹消基準を定めるにあたり、必要な事項について検討するために、有識者で構成される会議（以下「協力者会議」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 教育の質の確保に関する新たな抹消基準として定める、留学生の日本語能力に係る試験の合格率等に関すること
- (2) 教育の質の確保に関する定期点検及び新たな抹消基準の運用等に関すること
- (3) その他必要な事項

3 構成及び運営

- (1) 協力者会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 協力者会議に主査を置き、委員の互選により選任する。
- (3) 協力者会議の運営に関する事項及びその他必要な事項は、協力者会議において定める。

4 設置期間

協力者会議の設置期間は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

5 庶務

協力者会議に関する庶務は、法務省入国管理局入国在留課、文化庁国語課の協力を得つつ高等教育局学生・留学生課において処理する。

(協力者会議構成員)

加藤 早苗	インターカルト日本語学校代表
佐々木倫子	桜美林大学名誉教授
武田 哲一	学校法人東京国際学園理事長
田尻 英三	龍谷大学名誉教授
西澤 信夫	日本学生支援機構東京日本語教育センター長

(五十音順)